解散公告

当社は、平成二十六年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年二月五日

福岡県糟屋郡粕屋町大字内橋一九七番地一

九州機設株式会社

代表清算人　永松　春男

解散公告（第一回）

当基金は、平成二十七年一月十五日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年二月五日

北海道印刷工業厚生年金基金

代表清算人　岡部　康彦

解散公告（第一回）

当組合は、総会の決議により平成二十六年十二月二十一日付をもって解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年二月五日

東京都足立区宮城一丁目二五番一号

タジマ労働組合

清算人　大久保伸幸

解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成二十七年一月二十一日沖縄県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年一月三十日

沖縄県宮古島市上野字上野三九五番地一

清算法人友利土地改良区

代表清算人　奥濱　貞夫

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十七年一月三十日宮城県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年二月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年二月五日

宮城県石巻市恵み野四丁目一二番地一

石巻市蛇田中央土地区画整理組合

代表清算人　庄司　健一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市豊平区豊平五条六丁目三〇番地、最後の住所札幌市豊平区平岸二条三丁目四番一―四〇六号

被相続人　亡　山賀　久子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月五日

事務所札幌市中央区南一条西九丁目第2北海ビル三階　堀江・大崎・綱森法律事務所

相続財産管理人　弁護士　綱森　史泰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道旭川市七条西七丁目一番、最後の住所北海道旭川市花咲町一丁目二三三番地の一五〇マンションやまだA一〇一号室

被相続人　亡　宮林　誠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月五日

事務所北海道深川市三条五番二六号　深川総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　石井　洋文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県下閉伊郡山田町中央町一〇七番地、最後の住所岩手県下閉伊郡山田町大沢第一地割七番地五　被相続人　亡　阿部　誠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月五日

岩手県宮古市宮町一丁目三番五号陸中ビル二階宮古ひまわり基金法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉水　和也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県上閉伊郡大槌町末広町一〇番、最後の住所岩手県上閉伊郡大槌町末広町一〇番一七号　被相続人　亡　白幡　和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月五日

事務所岩手県遠野市中央通り五番一〇号

相続財産管理人　司法書士　畠山　信秀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

山形県南陽市宮内三〇三七番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　板垣　光雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月五日

山形県米沢市金池八丁目二番二号鶴巻ビル

相続財産管理人　弁護士　阿部　哲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県高崎市新田町二九番地、最後の住所群馬県前橋市大利根町一丁目二〇番地一

被相続人　亡　近藤　ミヱ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月五日

群馬県高崎市大橋町二九番地一ダイアパレス北高崎ステーションサイド二F―B

相続財産管理人　弁護士　森田　陽介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区阿佐谷北四丁目二九番、最後の住所埼玉県川越市大字菅間六四七番地九

被相続人　亡　古賀　昭夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月五日

埼玉県川越市仙波町一丁目五番地四四

相続財産管理人　弁護士　桑原　昌宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県館山市北条一五三四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　青木　紀夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月五日

事務所千葉県館山市北条二一六一―一　依田ビル二階　関川法律事務所

相続財産管理人　弁護士　関川　正則

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中央区日本橋久松町九番地五、最後の住所千葉県船橋市本中山三丁目二番五―八〇二号　被相続人　亡　柴田　昌吾

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月五日

事務所千葉市中央区中央三丁目一〇番四号マーキュリー千葉九階みどり総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　山村　清治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道雨竜郡沼田町南一条三丁目五四番地、最後の住所千葉市花見川区花見川四番五棟五〇九号　被相続人　亡　亘　一夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月五日

事務所千葉市中央区中央四丁目一七番三号袖ケ浦ビル六階　佐野総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　飯田　晃久